

新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

令和 2 年 5 月 2 8 日

施設名：西地区多目的活性化広場

管理者：橿形西地区区長会

会長 入倉 隆

1. 3密の回避

i 「密集」の回避

イベントの開催を自粛する。

施設の利用は、1 団体/日とする。

近距離での会話や発声を避け、最低 2m の対人距離を確保する。

ii 「密接」の回避（人と人との距離の確保）

一人あたりの専有面積を最低 3㎡とし対人距離は 2m（最低 1m）確保する。

iii 「密閉」の回避

屋外施設のため、密閉にはならない。

2. 体調確認の徹底

i 体調のチェック

利用者に対して、発熱（平熱より 1 度以上）、風邪症状、嘔吐・下痢等の症状がある場合は利用しないよう申請時に周知するとともに、利用前に体調確認を行う。

3. 飛沫、接触感染防止対策

マスクの着用、手指の消毒の実施

i 利用者に対してスポーツを行っていない時には、マスクの着用を周知する。（マスクを着用していない時は、感染予防の観点から、少なくとも 2m の距離を空けること。）

ii 施設の利用者に対し、利用前後に手洗いの実施を行うよう周知する。

清掃・消毒の実施

i 指定管理者は不特定多数の人が触れる場所（ドアノブ、蛇口、手すり、トイレの便座、洗浄レバーなど）は定期的に清掃・消毒を行う。

ii 利用者は不特定多数の人が触れる場所（ベンチ、倉庫の扉、共用物品、

トイレの便座、洗浄レバーなど)の清掃・消毒を行う。

- iii ゴミは利用者各自で持ち帰る。
残されたゴミを片付ける際には、マスク・手袋を着用し、ビニール袋に密閉して捨てる。回収後は石けんで手を洗う。

トイレの衛生管理の徹底

- i 蓋を閉めて汚物を洗い流すよう張り紙で周知する。
- ii 手洗い場には石鹼・アルコール等の手指消毒液を設置する。

喫煙スペースのリスク軽減

- i 敷地内は全面禁煙。

休憩スペースのリスク軽減

- i 一度に休憩する人数を減らし、対面での会話を避ける。
- ii 共用する物品（東屋・ベンチ等）は、指定管理者がこまめに消毒する。

4. 県外在住者の利用制限

- i 利用申請時に県外在住者の利用を禁止している旨を周知し、利用後に提出される利用者名簿にて確認する。

5. ガイドライン遵守の確認

- i ガイドラインを遵守することとし、各項目についてチェックリストを作成する。利用者は利用後に指定管理者へチェックリストを提出する。
- ii 利用団体の代表者は別紙「利用者が遵守すべき事項、利用者が運動・スポーツを行う際の留意点」に署名捺印し内容を遵守するとともに利用の際に点検を行う。

6. その他

国や県による新たな基準の公表や変更等に伴い本基準が見直された場合は、必要に応じて速やかに記載内容を見直すものとする。

新型コロナウイルス感染拡大予防【利用者点検表】

令和2年5月28日

施設名：西地区多目的活性化広場

団体名：_____

1. 3密の回避

【密集】

- イベントの開催は自粛している。
- 利用中に他の団体の利用はなかった。
- 近距離での会話や発声を避け、最低2mの対人距離を確保した。

【密接】

- 一人あたりの専有面積を3㎡以上確保した。

2. 体調確認

- 利用前に体調確認を行い別紙利用者リストに記載した。

3. 飛沫、接触感染防止

- マスクを着用した。(運動を行っていない時)
- 施設利用前に手指の消毒を実施した。
- 不特定多数の人が触れる場所(ベンチ、倉庫の扉、共用物品、トイレの便座、洗浄レバーなど)は利用後に清掃・消毒した。
- ゴミは密閉して持ち帰った。
- トイレの蓋を閉めて汚物を洗い流した。
- 対面での会話を避けた。

4. 県外在住者の利用制限

- 利用者の体調と住所を利用者名簿に記載した。

5. その他確認事項

- 利用者が遵守すべき事項・利用者が運動・スポーツを行う際の留意点のチェックリストにより確認し、提出した。

利用者が遵守すべき事項

体調確認（利用当日に書面で確認を行う）

- 利用者の中に体調がよくない者がいない（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がない）
- 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいない。
- 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がない。
- マスクを持参すること。（受付時や着替え時等のスポーツを行っていない際や会話をする際にはマスクを着用すること）
- こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること
- 他の利用者、施設管理者スタッフ等との距離（できるだけ2m以上）を確保すること（障がい者の誘導や介助を行う場合を除く）
- 利用中に大きな声で会話、応援等をしないこと
- 感染防止のために施設管理者が決めたその他の措置の遵守、施設管理者の指示に従うこと
- 利用終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、施設管理者に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること
- 施設利用前後のミーティングや懇親会等においても、三つの密を避けること

利用者が運動・スポーツを行う際の留意点

1. 十分な距離の確保

- 運動・スポーツの種類に関わらず、運動・スポーツをしていない間も含め、感染予防の観点から、周囲の人となるべく距離（※）を空けること

（※）感染予防の観点からは、少なくとも2mの距離を空けることが適当である。

（介助者や誘導者の必要な場合を除く）

- 強度が高い運動・スポーツの場合は、呼吸が激しくなるため、より一層距離を空けること
- 位置取り：走る・歩く運動・スポーツにおいては、前の人の呼吸の影響を避けるため、可能であれば前後一直線に並ぶのではなく、並走する、あるいは斜め後方に位置取ること
- 運動・スポーツ中に、唾や痰をはくことは極力行わないこと
- タオルの共用はしないこと
- 周囲の人となるべく距離を取って対面を避け、会話は控えめにすること
- 大皿での取り分けや回し飲みはしないこと
- 飲みきれなかったスポーツドリンク等を捨てないこと
- 利用者が飲食物を手にする前に、手洗い、手指消毒を行うよう声を掛けること

利用日時 _____

利用団体名 _____

代 表 _____